

令和7年度第2回 那珂市子ども・子育て会議 会議録

1 日 時 令和8年2月20日(金)午前10時から午前11時30分まで

2 場 所 那珂市役所本庁舎4階 庁議室

3 出席者

(1)委員

清水悦子委員、関登委員、大森弘道委員、小笠原聖華委員、笹嶋恵津子委員、飯島ヒカリ委員、永井美恵子委員、関矢尋委員、平野由起子委員、野上由美恵委員、生田目奈若子委員、浅野和好委員

(2)事務局

こども課 課長 住谷孝義、課長補佐(総括) 古谷武、課長補佐
子育て支援グループ長 二方尚美、課長補佐 保育グループ長
寺門賢一、主幹 増田祐輝、主事 吉川奈菜

学校教育課 課長 会沢 実

4 欠席者 平野道代委員、永井裕美委員、綿引裕之委員

5 会議内容

(1) 開会

古谷課長補佐(総括)

(2) 会長挨拶

古谷課長補佐(総括)

清水議長

(3) 協議事項

○清水議長

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。進行が円滑に進みますようご協力よろしくお願いいたします。では、協議事項に入ります。(1)乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)認可について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

○清水議長

それでは、質疑に入ります。ご質問等あればお受けいたします。

なお、認可に関わる協議が中心となりますが、制度内容を確認するためのご質問も適宜お受けいたしますので、ご不明点はお発言ください。

○関登委員

この制度の周知方法について伺いますが、市民のかたには広報誌等で伝わっているのでしょうか。

○寺門課長補佐

周知につきましては、『広報なか』2月12日号で周知をしております。

また、同日よりこの制度のポスターを実施施設・図書館・総合保健センターひだまり等に掲示しております。

ホームページについては昨年度から掲載しており、さらに、ホームページのQRコード公開や施設等の案内を3月2日から開始し、改めて周知を行ってまいります。

また、こども課に配置している子育てコンシェルジュより、乳児健康相談等で案内をする予定です。

○清水議長

大森委員お願いいたします。

○大森委員

実施方法で「一般型」と「余裕活用品」とありますが、この余裕活用品について「利用児童が定員に達していない場合に、定員の範囲内で実施する」と記載があるにもかかわらず、例えば、ARINKOMURA の定員が42名と既に明らかになっています。

これをどのように理解したらいいのか分からないので、説明をお願いします。

○清水議長

余裕活用品について、どのぐらい余裕があるのかが記載されていない定員の書き方になっているということですが、この点について説明をお願いします。

○寺門課長補佐

余裕活用品は、定員に空きがある場合に利用できる制度となっております。資料に記載の ARINKOMURA で説明させていただきますと、0歳児の定員が9名、1歳児の定員が15名、2歳児の定員18名が保育施設での認可定員となっております。

余裕活用品では、空き定員の範囲内で利用可能となるため、極端な例として、現在の利用者が0名の場合、最大で42名がこども誰でも通園制度を利用できる定員となっております。

この定員を超えて利用することはできないので、そのような設定となっております。

○清水議長

私からも一つ質問なのですが、今現在の余裕はどの程度あるのでしょうか。また、施設を選ぶに当たり、保護者が各施設の空き状況を確認できるようなシステムになるのでしょうか。

○寺門課長補佐

空き状況につきましては、まだ4月利用に係る2次募集の結果が確定していないため、現時点で正確な数字は出せませんが、全く空きがないわけではないため、利用は可能だと考えています。

また、施設の利用条件や空き状況の確認については、まず市へ申請して認定をします。その際にシステムの ID とパスワードを交付し、システムに入ることによって確認が可

能となっております。

○清水議長

保護者のかたはその空き状況を見て、申込みをするという流れですね。

本来、この制度は、子どもの社会生活を支援することが目的だと思うのですが、同じ園を継続して利用する流れになるのか、その都度、保護者のかたが随時選択する形になるのかという点については、いかがですか。

○寺門課長補佐

まず、利用申請を出していただいて、市で認定をして、IDとパスワードをお渡します。その後、利用する場合は必ず施設と面談が必要になりますので、面談を行い、施設が受け入れ可能と判断された場合に、利用が可能となります。極端な例ですが、全ての施設と面談をしていただければ、全ての施設が利用可能となっております。

○飯島委員

一時預かりとは別の制度だと思うのですが、以前 ARINKOMURA で、子どもを預けようとした際に登録料が必要でしたが、この事業でも必要なのですか。

「利用料については施設で設定」と書いてありますが、それは施設によって登録料が必要かつ子ども1人あたり300円程度が必要なのか、それともこの利用料だけで利用できるのか教えていただきたいです。

○寺門課長補佐

基本的には施設が設定した利用料が1時間あたりの単価となっております。登録料については、現時点では発生することは想定しておらず、今回申請のあった施設においても、登録料が必要な施設はございません。

なお、このほかにかかる費用として、おやつ代や給食費等がかかる場合もあります。

○清水議長

小笠原委員お願いします。

○小笠原委員

利用料の300円についてですが、ほかの自治体ではこども誰でも通園制度や一時預かりの料金を徐々に無料に移行している自治体が増えてまいりました。

那珂市としても先駆けて無料化を行えば、子育て支援に積極的な自治体としてのPRにもつながるのではないかと思います。

当然財政が関わってくることなので、すぐに決めることはできないと思いますが、今後そのような先駆けた取り組みがあるとよいのではないかと思います。

○清水議長

ご意見ありがとうございます。これについては事務局では何か検討状況はありますか。

○寺門課長補佐

料金につきましては、国で設定された1時間300円という金額になりますが、一時

預かり事業も300円程度で実施していることから、国で一時預かりと差別はしないように、金額を設定しております。

今後、料金について国の基準がどのようになるのか不明確ですが、現時点では300円が基準になっております。

○清水議長

1点、気になることがあり、委員の皆様にもぜひご意見いただければと思います。

こちらの制度は、基本的には子どもの社会生活等、集団での育ちを支援するものだと思います。一方で、1日の最大利用時間が各施設で異なり、3時間から8時間まで幅がある状況です。

月10時間の利用上限の中で、1日あたり7時間・8時間の利用となると、月1回程度の利用にとどまってしまいます。このような利用形態は制度の目的に合致しないのではないかと懸念しているのですが、この点について、委員の皆様も含め、ご意見頂ければと思いますがいかがでしょうか。

平野委員お願いします。

○平野由起子委員

私が勤めている保育園では、2年前からこども誰でも通園制度を試行的に実施しております。月10時間の利用上限を守りつつ、保護者の方々のニーズに応じて試行錯誤しながら実施しているところです。

この制度については子どもの成長の観点から、子どもを中心に考えるという支援事業として始まったものですが、同時に、家庭にいると孤立してしまう、あるいは相談相手がなかなかいない、ご実家が遠いかたにとっては、保護者自身も孤立してしまうという背景があることから、養育者が孤立しないようにするという側面もあると思います。

現在の園では、1日4時間を最大利用時間として試行的に実施しています。この4時間の中で、お子さんには他の在園児とともに遊んでもらい、その間に担当職員が保護者のかたと子育てに関する相談や精神面のサポートについて話し合うなど、伴走支援のような形で関わっています。

その結果、保護者のかたが安心して過ごせるようになってきていることも実感していますし、子どもと保護者にとって初めて訪れる園で、多くの子どもたちが普段の保育をしている中に入っていくことを考えると、最大4時間、半日くらいが、子どもの精神状態を見ても適切ではないかと感じています。7時間や8時間といった長時間の利用は、サービス面を重視した考え方として理解できますし、保護者支援の一つではあると思いますが、この制度の目的である「子どもを中心に考える」という点からすると、子どもの安心を考えれば、4時間程度が限度ではないかと考えています。

また、月10時間という上限についても、4時間利用した場合、月2回で上限に達してしまい、その園をそれ以上利用できなくなります。この点について、なぜ月10時間と

いう縛りが生まれたのかという疑問も感じています。

本当の意味で、保護者と子どもが安心して通える「こども誰でも通園制度」とするためには、この利用上限である月10時間というのはこれから先も議論する必要があると思います。

○清水議長

ありがとうございます。貴重なご意見でした。

大森委員お願いします。

○大森委員

制度の説明において「全てのこども」という言葉が2回出てきていることから、国が一人10時間設定したのは、数多くの子どもたちに関わってほしいということから、この時間を決めたのだと思います。

市は、この事業の利用者数について、どの程度の見込みを持っていますか。

○寺門課長補佐

那珂市においての定員利用予想人数につきましては、国が算出方法を示しており、計算式に基づいて算出しています。現在の0歳児から2歳児を対象に計算すると、全体で26名程度が利用するのではないかと想定しています。

○清水議長

26名だと、現在認可申請が出ている園の数で十分利用が可能でしょうか。

○寺門課長補佐

当初は一般型での申請が多くなると想定しておりましたが、余裕活用型で実施する施設が多く、定員数だけで見ると、見た目上の定員が増えるため、定員は予想よりかなり多くなっております。

また、他市町村の実施状況を確認したところ、定員上限まで利用されている例は少なかったため、那珂市においても、現時点で申請のある定員の範囲内であれば、利用できないかたが出てくる可能性は低いと想定しております。

○清水議長

永井委員お願いいたします。

○永井美恵子委員

自分の理解を整理するために質問させていただきます。

初めにご説明いただいた、従来行っている一時預かりはもう廃止されるということなのでしょうか。それから、地域子育て支援センターつぼみという施設がありますが、そこは継続しながら、こども誰でも通園制度も並行して実施されるのかについて、よろしく願いいたします。

○清水議長

そうですね、結構ややこしい部分だと思いますので、事務局お願いいたします。

○寺門課長補佐

乳児等通園支援事業は、給付事業というどの市町村でも実施しなければならない事業です。一方で、一時預かり事業というのは補助事業とあって、実施の有無は市町村や施設ごとに異なります。那珂市としては一時預かり事業はこのまま継続して実施していく予定です。

また、つぼみにつきましては、乳児等通園支援事業の対象施設ではありますが、一時預かり事業も実施していることから、今回は実施しない予定です。

○永井美恵子委員

つぼみについてよく理解できていなかったのですが、お母さんと乳幼児が一緒に集うような場という認識でよろしいのでしょうか。

○寺門課長補佐

つぼみの事業としましては親子で利用できるさまざまな事業を実施しておりますので、利用しているのは幼稚園の3歳未満の子が多く、平日利用も多いと思います。

つぼみの事業につきましては令和8年度も今までどおり実施をします。

○永井美恵子委員

ありがとうございます。

○清水議長

飯島委員お願いいたします。

○飯島委員

一時預かりとこの事業の差は何でしょうか。

○寺門課長補佐

一時預かり事業というのは保護者の都合で、何か理由があって一時的に預けるための事業です。乳児等通園支援事業は親子で利用することも可能ですので、子ども目線で預けるという違いがあります。

○飯島委員

料金等も変わらないし、利用する理由が違うだけでしょうか。

例えば、こども誰でも通園制度は何か理由がなくても預けられる、一時保育では何か子育てに疲れた時など、子育ての負担軽減等を理由として利用できる点では同じなのではないでしょうか。

だとすれば制度を一本化して受け入れ枠を増やしたほうが、保護者のかたが利用しやすく、予約しやすいのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○寺門課長補佐

おっしゃるとおりだと思いますが、まず一時預かり事業というのは、一般型と余裕活用型、幼稚園型などいろいろ種類があります。今回の乳児等通園支援事業につきましては一時預かり事業でいうと、一般型と余裕活用型に当たります。

やはり似た事業ということもありまして、今後どのようにまとめるかということ为国のほうでも検討・協議をしているところです。

○大森委員

一時預かりというのは、緊急性があるものを扱うのですから、直接園のほうに申し込むと思うのですが一方、この乳児等通園支援事業は、計画性がありますよね。

繰り返しますが、一時預かりのほうは緊急性があり、急に具合が悪くなったり冠婚葬祭があつたりして直接施設に申請をする。一方で、乳児等通園支援事業は余裕を持って市と利用施設に手続きを行って利用するという違いがあると思っておりますが、いかがでしょうか。

○清水議長

今、大森委員からありましたが、一時預かりは直接園に申し込む形を取っており、こども誰でも通園制度は市が一括して申請という点も違いの一つでしょうか。

○寺門課長補佐

おっしゃるとおり、親の都合で緊急性がある時に使うのが一時預かり事業、計画的に前もってお子様の目線で利用するのが乳児等通園支援事業であると考えています。

○清水議長

平野委員、お願いします。

○平野由起子委員

こども誰でも通園制度の利用にあたり、子どもを預けている間、保護者が同伴する必要があるのか、あるいは保護者が離れて子どものみで利用するのかについては、利用方法に大きく影響するため、整理が必要であると考えます。

例えば、保護者同伴のもとで利用し、「こういうふう遊ぶと家庭でも活かせるよ」「年齢に応じてこのような玩具があるといいよ」といった助言を受けながら、子どもの様子を一緒に見守るのか、子どものみを預け、その間、保護者が別の用事やリフレッシュの時間として活用できるのかなど、施設の特徴によって保護者の利用の仕方は大きく変わってくると思います。

私が勤めている園も、いつも定員の空きを見つけるのが難しく1か月2か月先まで予約が埋まっているため、週3日開けているのですが、全部予約で埋まってなかなか活用ができない保護者からもう少しコンスタントに利用できないかという意見も出てきているので、各施設で自由にするのか、市で統一するのか、利用の仕方も明記したほうがいいと思いました。

○清水議長

まず、事務局の前に、小笠原委員のご意見をお願いします。

○小笠原委員

実施する側としてのお話をさせていただければと思いますが、当初、那珂市を含め、地方の各保育施設で定員が埋まらなくなるという現象が出てきたことから、それをどうするか、空き定員を活用できないかというところからスタートしたものだと思います。

ただ、国の事業となると、すべての都道府県で事情が異なる中でも、足並みをそろ

える必要があります。そのため、月10時間という設定についても、それで上限に達してしまい利用しづらい地域もあれば、那珂市のように定員状況から見て枠を使い切れない可能性がある地域もある中で、それでもなお10時間とせざるを得なかったのは、国の事業であるという点が大きいのではないかと思います。

また、一時預かりとの最大の違いは、実際に入園という形をとるのか、それとも一時預かりのように緊急性が高い場合にその都度預かるのかという点にあると思います。市が認可している事業である以上、できるだけ足並みをそろえる必要があり、料金についても統一されたのだと思います。

一時預かり事業については料金を各園で決めておりますので、園によって金額が全く違います。しかし、その使い方まで明記するよりは、例えば、最初は保護者同伴で来てもらい、慣れてきたら保護者が離れてもよい形にするのか、先ほど平野委員がおっしゃったように、最初から保護者がずっと付き添い、月10時間の中で、伴走型でしっかり保護者に関わっていくのかという点については、できれば施設側に自由度を与えていただきたいと思います。

そのため、市のほうで「必ず保護者も同伴してください」といった形で一律に決められてしまうと、施設側としては対応が難しくなる部分もあるのではないかと感じています。

○清水議長

ありがとうございます。

事務局のほうでは何かありますか。

○寺門課長補佐

親子同伴の可否については、基本的に施設の判断に委ねる形としており、親子同伴でも、子どものみの利用でも可能である旨をお伝えしております。

この件につきましては今後、可能であればホームページ等に掲載していきたいと考えております。

○清水議長

では、この協議の場では認可申請について、異議があるかないかという点を見ていただければと思います。最大利用時間や、その他、定員に関する点について、ご異議があるか、もしくはこのまま認可という形で問題ないかというところで、まとめていきたいと思っております。

事務局に質問ですが、本会議で出た意見について、各園へ持ち帰っていただくことは可能でしょうか。

○寺門課長補佐

可能です。

○清水議長

通常であればこのまま「異議ありませんでしょうか」という形でお諮りし、「異議なし」

となるところですが、私のほうから二つ提案をさせていただきたいと思います。一つは、現在、認可申請が上がっている内容について、このままで問題ないとして進める案です。

もう一つは、最大利用時間について再検討をしていただくという要望を出す案です。この2点について、採決を取らせていただくという形はいかがでしょうか。

小笠原委員お願いいたします。

○小笠原委員

私たちもこの制度については理解が進んできており、利用者の使い方についても最大限想定して検討してきたつもりですが、果たして本当にそこまで想定したうえで申請できていたのかという点については、自分も含めて、必ずしも十分ではなかったのではないかと感じています。

例えば、1人が7時間利用した場合、それで1回分が終わってしまうのではないか、あるいは7時間しか使えないという印象になってしまうのではないかとといった点や、7時間利用することで園のことを十分に理解できる状態になるのかといったところまで想定できていたかという点、正直なところ分からない部分があります。

ただ、とにかく制度を開始しなければならない、決めなければならない、形を整えなければならないという状況の中で進めてきたというのが実情ですので、実際に運用しながら修正していく部分も多いのではないかと思います。

そのため、現時点で認可を止めるとなると、それはそれで現場としては大変な面もあると感じています。

○清水議長

ご意見ありがとうございます。

試験的な運用という形で進めていく必要があるという現場の貴重な声もいただきましたので、このまま申請どおり認可する形とし、利用状況等を随時把握しながら進めていくということによろしいでしょうか。

それでは、事務局から説明のありました「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」認可については、説明のとおりご異議はございませんか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、本案件について承認とし、協議事項については全て承認いたします。以上をもちまして、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。事務局にお戻します。

○古谷課長補佐(総括)

ありがとうございました。様々なご意見等いただきまして本当にありがとうございました。続きまして次第4その他でございます。次第4につきましては関連事業の報告とな

っております。まずは、報告案件1～3で一度区切らせていただき、不明な点等の質疑に移らせていただきます。

それでは資料1のほうからご説明をお願いいたします。

(事務局説明)

○関登委員

資料4「物価高対応子育て応援手当国制度の対象者」について、「①または②に該当する児童がいる公務員世帯」と記載がありますが、一般の市民は対象にならず、あくまでも公務員世帯のみというのは、何か示されているのですか。

○増田主幹

書きぶりが少し分かりにくかった部分もあると思うのですが、いわゆる一般世帯が①・②に該当する世帯となります。

今回は公務員世帯のかたに関しては別途申請をしていただく必要がございます。一般のかたに関しては特に申請なく支給されますが、公務員世帯は普段、所属庁などから支給を受けているため、児童手当は特に申請せずとももらえます。

今回の制度の場合、管轄課がこども課になるため、実際に公務員世帯が支給するのは所属庁の総務課や人事課になりますが、そちらではタッチできない制度になっており、公務員のかたは改めて申請していただく必要があります。そのため、公務員世帯は別立てで支給対象として掲載した形になります。そのため、一般の方も問題なく支給されます。

○古谷課長補佐(総括)

そのほかご質問があればよろしく申し上げます。

清水議長申し上げます。

○清水議長

質問や意見ではないのですが、参考資料7「学用品の負担軽減について」、会議で出た意見をここまで反映してくださり、準備を進めていただいているということに、非常に感謝申し上げたいと思います。

すばらしい取組だなと思いました。ありがとうございます。

○飯島委員

同じく参考資料7についてですが、私は東小と四中に通う子どもがいるのですが、10月ごろから制服の回収の連絡があります。

どうしてもその時期だと、高校がまだ決まっていないため、そのまま自分の制服を使うのか、それとも、ブレザーに変更するのか、少し迷う時期でもあります。例えば春休み期間中や、この時期でもいいのですが、回収時期を2回くらい設けていただけると、制服とか体操服の受け渡しができるので、ご検討いただければと思います。

○古谷課長補佐(総括)

非常に貴重なご意見ありがとうございます。

そのほかご質問等ございますか。

○清水議長

参考資料6「学童施設の実地指導について」、今回の指摘事項は書面に関するものが多いと思います。この実地指導は子どもの生活の場として適切であるのか、といった目的も含まれているのかをお伺いできればと思います。

○増田主幹

今回の放課後学童の実地指導につきましては、市から放課後学童へ運営の補助金を交付している実態があり、その補助金が適切に使用されているかの確認に加え、子どもたちの健全育成の場として適切な保育がなされているか、環境が整備されているかという点の確認のために伺った次第でございます。

○清水議長

ありがとうございます。以前、学童保育の定員が超過し、かなり込み合っ利用されていることがありましたので、そういった点についてもご指導いただければと思います。

○古谷課長補佐(総括)

そのほかご質問等ございますか。ないようでしたら、その他を終わります。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

長時間にわたる協議、大変お疲れさまでした。委員の皆様方におかれましては、今後ともご協力・ご指導のほどよろしくお願いいたします。

また、今年度が任期満了の年となります。途中、委員の変更等ございましたが、3年間、有意義な会議となりましたこと、清水会長をはじめ委員の皆様におかれましては、大変お世話になり、ありがとうございます。

また、来年度以降も、引き続き委員をお引受けいただく皆様におかれましては、引き続きお力添えを賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。今後とも、那珂市の子ども・子育て施策に目を向け、ご支援・ご協力をくださいますようお願い申し上げます。

それでは閉会といたします。皆様、お気をつけてお帰りください。お疲れさまでした。